

ショートステイ ウェルケア道後
(指定介護予防短期入所生活介護)
運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人喜久寿（以下「事業者」という。）が設置するショートステイ ウェルケア道後（以下「事業所」という。）において実施するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護（以下「予防短期入所サービス」という。）の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員等（以下「従業者」という。）が、利用者に対して適切な予防短期入所サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業者は、前項のほか、「介護保険法令」及び「松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年3月19日 松山市条例第9号）（以下「松山市指定介護予防サービス基準条例」という。）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：ショートステイ施設 ウェルケア道後
- (2) 所在地：愛媛県松山市下伊台町乙129番地9

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種名	員 数		職務内容
	常 勤	非常勤	
管理者（施設長）	1		理事長の命を受け、従業者の管理及び予防短期入所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

医 師（嘱託医）		1	利用者の健康管理、診療及び保健衛生の指導を行う。
生 活 相 談 員	2 ※内 1 名、介護支援専門員 と兼務		利用者及びその家族からの生活相談に応じるとともに、入退所における手続き及び関係機関との連絡調整を行う。
管 理 栄 養 士	1		給食献立作成、栄養計算及び利用者に対する栄養指導を行う。
看 護 職 員	3 ※内 2 名、機能訓練指導員 と兼務	1 ※内 2 名、機能訓練 指導員と兼務	利用者の看護、日常生活上の世話及び健康管理を行う。
機 能 訓 練 指 導 員	2 ※看護職員と兼務	1 ※看護職員と兼務	利用者の日常生活を営むために必要な機能改善及びその減退を防止するための機能訓練を行う。
介 護 職 員	28	7	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

※上記の従業者は、併設する地域密着型介護老人福祉施設の従業者も含めるものとする。

（勤務体制の確保等）

第 5 条 事業者は、利用者に対し適切な予防短期入所サービスを提供することができるよう、事業所ごとに本会就業規則により従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行うものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること
- (2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること

3 事業者は、事業所ごとに、事業所の従業者によって予防短期入所サービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。その際、当該事業者は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、適切な予防短期入所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(利用定員並びにユニット数及びユニットごとの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は29名とし、ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 3ユニット

(2) ユニットごとの利用定員 内訳 ユニット①(本館1階):10名

ユニット②(別館2階):10名

ユニット③(別館3階):9名

2 事業者は、次の各号に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に予防短期入所サービスを行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(1)「松山市条例」の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号の事業所以外の事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、松山市(島しょ部を除く。)、東温市、伊予郡砥部町(旧広田村を除く。)とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業者は、予防短期入所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、本規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他「松山市条例施行規則」で定める方法により明示して説明し、サービスの内容及び利用期間等について利用者の同意を得るものとする。

(予防短期入所サービスの開始及び終了)

第9条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、予防短期入所サービスを提供するものとする。

2 事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、予防短期入所サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業者は、正当な理由なく予防短期入所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 事業者は、当該事業所の通常の送迎の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な予防短期入所サービスを提供する

ことが困難である場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずるものとする。

(受給資格等の確認)

第 12 条 事業者は、予防短期入所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、予防短期入所サービスを提供するように努めるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第 13 条 事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該要支援認定の有効期間の満了日の 30 日前に行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第 14 条 事業者は、予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（「松山市条例」に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(介護予防支援事業者等との連携)

第 15 条 事業者は、予防短期入所サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、予防短期入所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第 16 条 事業者は、予防短期入所サービスの提供の開始に際し、利用申込者が「介護保険法施行規則」（以下「施行規則」という。）第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により予防短期入所サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 17 条 事業者は、介護予防サービス計画（「施行規則」に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った予防短期入所サービスを提供するものとする。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 18 条 事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービス提供の記録)

第 19 条 事業者は、予防短期入所サービスを提供したときは、当該予防短期入所サービスの提供日及び内容、当該予防短期入所サービスについて「介護保険法」の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 事業者は、利用者に対し予防短期入所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者又はその家族からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者又はその家族に提供するものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第 20 条 事業者が、予防短期入所サービスを提供したときの利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該予防短期入所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額とする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防短期入所サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、予防短期入所サービスに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に関する費用：1,445 円/日（400 円/朝食・500 円/昼食・545 円/夕食）（「介護保険法」の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、介護保険法に規定する食費の基準費用額（介護保険法の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該事業者を支払われた場合は、介護保険法に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用：2,066 円/日（「介護保険法」の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、介護保険法に規定する居住費の基準費用額（介護保険法の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該事業者を支払われた場合は、介護保険法に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用：実費
- (4) 送迎に要する費用：厚生労働大臣が別に定める場合を除き、利用者の選定により、第7条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて送迎を行った場合、450 円/片道 10km 以上
- (5) 理美容代（外部業者委託）：実費
- (6) キャンセル料：サービス利用予定日の前日までに、サービス利用中止の申し出がなく、当日になってサービス利用を中止された場合には、キャンセル料として、利用を予定されていたサービスに係る利用者負担相当額（基本料金、加減算料金、滞在費及び食費）の支払いを受ける場合がある。ただし、利用者の体調不良等のやむを得ない理由によるサービス利用中止の場合には、この限りではない。
- (7) 電気代：持込電気器具 1 点につき 10 円/日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、予防短期入所サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの費用：実費

4 前項第 1 号から第 4 号にまでに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 事業者は、第 3 項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。この場合において、同項 1 号から第 4 号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 21 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない予防短期入所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した予防短期入所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

（予防短期入所サービスの基本取扱方針）

第 22 条 予防短期入所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 事業者は、提供する予防短期入所サービスの質の評価を自ら行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
- 3 事業者は、予防短期入所サービスが、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
- 4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業者は、予防短期入所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(予防短期入所サービスの具体的取扱方針)

第 23 条 予防短期入所サービスの方針は、第 2 条に規定する運営方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 予防短期入所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、予防短期入所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画（以下「予防短期入所介護計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 事業所の管理者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って予防短期入所介護計画を作成するものとする。
- (4) 事業所の管理者は、予防短期入所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- (5) 事業所の管理者は、予防短期入所介護計画を作成した際には、当該予防短期入所介護計画を利用者に交付するものとする。
- (6) 予防短期入所サービスの提供に当たっては、予防短期入所介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 予防短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 24 条 事業者は、予防短期入所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業者は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(介護)

第 25 条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援するものとする。
- 3 事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り換えなければならない。
- 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 6 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 事業者は、利用者に対し、その負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第26条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事を摂ることができるよう、必要な時間を確保するものとする。
- 4 事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第27条 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第28条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康管理のための適切な措置を講ずるものとする。

(相談及び援助)

第29条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第30条 事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに

に、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 31 条 事業者は、予防短期入所サービスを受けている利用者が、正当な理由なく予防短期入所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる場合若しくは要介護状態となったと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付けてその旨を市町村に通知するものとする。

(緊急時等の対応)

第 32 条 事業者は、現に予防短期入所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者の責務)

第 33 条 事業所の管理者は、事業所の従業員の管理及び予防短期入所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業員に本規程を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型予防短期入所サービスの提供に当たっての留意事項)

第 34 条 予防短期入所サービスは、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

2 予防短期入所サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3 予防短期入所サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 35 条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する予防短期入所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 36 条 事業者は、地震、風水害及び当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておくものとする。

- 2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業員及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 事業者は、非常災害が発生した場合に従業員及び利用者が当該事業所において当面の避難生活ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 37 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底をはかること
 - (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
 - (3) 当該事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること

(掲示)

第 38 条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 39 条 事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

第 40 条 事業者は、事業所について、虚偽又は誇大な広告をしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 41 条 事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 42 条 事業者は、提供した予防短期入所サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、提供した予防短期入所サービスに関し、「介護保険法」第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応ずるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するものとする。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村から指導又は助言を受けたときは、事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業者は、提供した予防短期入所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う「介護保険法」に規定する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(地域等との連携)

第 43 条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めるものとする。

(地域との連携)

第 44 条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した予防短期入所サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 45 条 事業者は、利用者に対する予防短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する予防短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合

は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 46 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- (2) 虐待防止のための指針の整備をすること
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施すること
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること

- 2 事業者は、予防短期入所サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(入居者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 47 条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、相互の親睦と融和に努めるものとする。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙をしないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと
- (3) けんか、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になる行為をしないこと
- (4) 事業所内で、他人に対し宗教活動及び政治活動を行わないこと
- (5) 事業所内で、動物の飼育はしないこと

(会計の区分)

第 48 条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第 49 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する予防短期入所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 予防短期入所介護計画
- (2) 第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第 24 条第 2 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 31 条に規定する市町村への通知に関する記録
- (5) 第 42 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 45 条第 2 項に規定する事故の発生状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他)

第 50 条 本規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要がある場合は、本会理事長が別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 30 年 7 月 5 日より施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 8 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 10 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。